

## ～ 育児休業に関するご相談 ～

産後パパ育休等に関する相談窓口を開設しています！



令和4年10月1日～  
産後パパ育休スタート

開設期間：令和3年11月1日（月）～ 令和5年3月31日（金）

相談窓口：沖縄労働局雇用環境・均等室

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

電話番号：098-868-4380

開設時間：8時30分～17時15分（土日祝、年末年始除く）

※労働局窓口での相談を希望される方は、事前に予約されることをお勧めします（相談の受付は16時45分まで）。

※女性労働者に限らず、男性労働者、有期雇用労働者、事業主等からの相談にも対応しますので、お気軽にご相談下さい。

### 改正のポイント

- ① 雇用環境整備、個々の労働者への制度周知・意向確認の措置の義務化（R4.4.1施行）
- ② 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和（R4.4.1施行）
- ③ 産後パパ育休（出生時育児休業制度）の取得（新設）（R4.10.1施行）
- ④ 育児休業の分割取得（R4.10.1施行）
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務化（R5.4.1施行）

令和4年10月1日施行

◆ 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設  
◆ 育児休業の分割取得

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育児休業制度（R4.10.1～）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 <b>労働者が 合意した範囲※2で休業中に就業することが可能</b>	原則就業不可
1歳以降の 延長		<b>育児開始日を柔軟化</b>
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に 限り再取得可能

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、  
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合  
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。  
注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、  
沖縄労働局 雇用環境・均等室 へ

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階  
TEL (098)868-4380 FAX (098)869-7914